

訓令第 2号

本庁内部課室

出先機関

坂城町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（令和4年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。